

福

祉

1. 福 祉 都 市 - 143-
2. 福 祉 政 策 - 143-
3. 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 - 145-
4. 障 害 福 祉 - 147-
5. 生 活 保 護 - 155-
6. 高 齡 福 祉 - 156-
7. 国 民 健 康 保 險 - 164-
8. 国 民 年 金 - 167-
9. 福 祉 医 療 - 168-
10. 介 護 保 險 - 170-
11. 奈 良 市 社 会 福 祉 協 議 会 - 176-
12. 市 内 社 会 福 祉 施 設 一 覧 - 179-

1. 福 祉 都 市

【福祉政策課】

本市は、昭和47年9月15日に福祉都市宣言と福祉憲章の制定を行い、昭和49年度には国から「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受け、音響信号機の設置、歩道段差の切り下げ、公共施設の出入り口のスロープ化をはじめあらゆる施策を講じて生活環境の整備を行った。さらに、昭和60年4月1日から公共施設や多くの市民が利用する民間の建築物を利用しやすい構造や設備にするため「福祉のまちづくりのための建築物等の環境整備要綱（基準）」を定め「人にやさしい福祉のまちづくり」を実施してきたが、平成8年4月1日から「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」が施行され、より一層福祉のまちづくりを目指している。

2. 福 祉 政 策

(1) 社会福祉審議会

【福祉政策課】

ア 目 的 社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条の規定に基づき社会福祉審議会を設置している。

イ 構 成 奈良市社会福祉審議会委員 19名
専門分科会（4分科会）

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 障害者福祉専門分科会
- ③ 児童福祉専門分科会
- ④ 高齢者福祉専門分科会

ウ 任 期 3年

(2) 社会福祉法人の許認可

【福祉政策課】

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立される法人で、設立するためには所轄庁である奈良市長の認可を必要とする。

設立認可には、主なものとして

- ① 設立認可申請書
- ② 定款
- ③ 設立当初の財産が法人に帰属することを証明する書類
- ④ 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類
- ⑤ 設立年度並びに事業開始年度事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 役員就任予定者の履歴書等
- ⑦ 施設建設関係書類

などが必要である。

(3) 民生委員・児童委員

【長寿福祉課】

民生委員は、民生委員法の定めにより市町村に置かれ、地域住民目線で、福祉に関する生活の困りごとの相談に乗り、必要な支援を受けられるよう、専門機関への「つなぎ役」を担うことで、地域福祉の推進に努める。

また、児童福祉法の定めにより、民生委員は児童委員に充てられている。民生委員・児童委員は、奈良市民生委員推薦会が推薦した者について奈良市社会福祉審議会の意見を聴いた上で市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱している。

本市の民生委員・児童委員の定数は778名で、令和7年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われた。また、活動の母体となる民生委員・児童委員協議会は現在46地区あり、おおむね自治連合会の区域を単位に組織されている。この民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する必要な知識及び技術の修得の場であり、援助を必要とする者に福祉サービスを適切に利用するための必要な情報を提供する等の援助や関係行政機関への連絡など、社会福祉増進のための活動を行う。

(令和8年4月1日現在)

協議会名	定数	現況		協議会名	定数	現況		協議会名	定数	現況	
		男	女			男	女			男	女
椿井	16	7	5	帯解	11	5	6	青和	17	6	11
飛鳥	32	18	11	精華	7	1	6	平城西	10	2	6
鼓阪	29	16	12	平城	29	11	18	東登美ヶ丘	15	5	10
佐保台	7	4	3	伏見	27	4	23	田原	9	6	3
済美	25	14	10	伏見南	14	3	10	柳生	10	4	6
済美南	12	2	7	西大寺北	17	4	12	大柳生	10	5	5
佐保	29	11	15	あやめ池	15	4	10	東里	7	4	3
大宮	26	6	20	鶴舞	18	4	10	狭川	6	4	2
佐保川	17	5	12	学園南	7	2	5	神功	11	6	5
都跡	26	11	15	学園三碓	19	5	10	右京	14	3	0
六条	29	14	13	登美ヶ丘	25	9	14	朱雀	12	5	6
大安寺	15	8	7	富雄	20	6	9	左京	11	4	6
大安寺西	17	5	9	富雄南	24	8	16	月ヶ瀬	8	2	6
東市	25	4	21	奈良帝塚山	16	5	10	都祁	16	6	10
明治	17	7	9	鳥見	15	2	10				
辰市	23	9	9	二名	13	3	10	計	778	279	436

(4) 社会福祉法人等の指導監査

【法務ガバナンス課】

社会福祉法人、施設及び介護・障害福祉サービス事業者等に対して、国が示した指導監査要綱、指針等に基づき公平で厳正な指導監査を行うことによって、関係法令、通知等にとつた法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。

(5) 再犯防止等施策の推進（更生支援事業）

【長寿福祉課】

犯罪をした者が社会で孤立することなく再び社会の構成員となることで、市民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、再犯の防止等の推進に関する法律及び奈良市更生支援に関する条例に基づき、民間を含めた再犯防止施策推進体制を構築し、円滑な社会復帰を推進する。

3.生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者等自立支援事業

【福祉政策課】

失業や低所得などにより、経済的な困窮にある方やその恐れのある方を対象に、早期の生活再建に向けて、個々の状況に応じた総合的かつ継続的な自立支援を行う。

① 自立相談支援の状況

	人数（件数）				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規相談受付件数	386	682	514	462	500
支援の対象となった者の数 （プラン作成件数、再プラン含む）	365	406	296	239	167
支援の対象となった者のうち 就労支援対象者数	234	367	290	229	136
就労決定者数	127	86	64	68	43

(2) 被保護者就労支援事業

稼働年齢層にある方に対し、対象者の状況に応じて効率的な就労支援を行い、自立を図るため、次の就労支援事業を展開している。

① 生活保護受給者等就労自立促進事業

【福祉政策課】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	213人	210人	175人	210人	141人
就労者数	143人	119人	112人	111人	109人
就労率	67%	57%	64%	53%	77%

② 被保護者就労支援事業

【福祉政策課】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	56人	46人	42人	32人	24人
就労者数	36人	14人	14人	7人	17人
就労率	64%	30%	33%	22%	71%

③ 奈良市就労支援プログラム

【保護課】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	21人	30人	18人	53人	40人
就労者数	1人	4人	1人	7人	8人
就労率	5%	13%	6%	13%	20%

(3) 住居確保給付金事業**【福祉政策課】**

離職・廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方や喪失するおそれのある方に対して、一定要件の下、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住宅の確保と就労支援を実施する。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	61人	36人	7人	3人	0人
就労者数	20人	7人	2人	1人	0人
就労率	33%	19%	28%	33%	-

(4) 就労準備支援事業**【福祉政策課】**

就労未経験や生活習慣の乱れなど、直ちに一般就労に就くことが困難な方に対して、就労従事の準備としての基礎能力を身に付ける訓練を行う。

① 生活困窮者就労準備支援事業

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	9人	14人	31人	12人	20人
就労者数	2人	2人	6人	2人	5人
就労率	22%	14%	19%	17%	25%

② 被保護者就労準備支援事業

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支援者数	7人	8人	4人	19人	46人
就労者数	1人	5人	1人	1人	13人
就労率	14%	63%	25%	5%	28%

4. 障 害 福 祉

(1) 障害者(児)福祉

【障がい福祉課】

① 身体障害者(児)数

(令和8年4月1日現在)

区分 年齢	肢体不自由 (人)	視 覚 障 害 (人)	聴覚・平衡・音声・言語・ そしやく機能障害 (人)	内 部 障 害 (人)	計 (人)
18歳未満	129	5	31	29	194
18歳以上	5,989	855	1,271	4,373	12,488
計	6,118	860	1,302	4,402	12,682

② 知的障害者(児)数

(令和8年4月1日現在)

程度 年齢	重 度 (人)	中軽度 (人)	計 (人)
18歳未満	276	851	1,127
18歳以上	1,117	1,307	2,424
計	1,393	2,158	3,551

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移

(各年度6月30日現在)

年度	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	計 (人)
令和3年度	599	2,551	1,051	4,201
令和4年度	641	2,739	1,182	4,562
令和5年度	654	2,953	1,305	4,912
令和6年度	674	3,183	1,396	5,253
令和7年度	698	3,390	1,533	5,621

④ 市内バス無料優遇制度

身体・知的・精神障害者(児)に対する自立更生への助長と福祉の増進を図るため、市内バスの無料優遇措置を講じている。

⑤ 福祉タクシー利用助成

事業の内容 重度心身障害者(児)の生活の行動範囲拡大のため、1年間26回を限度として、福祉タクシーの料金750円を助成する。

対 象 者 下肢、体幹、視覚、内部障害の各1・2級及び療育A1・A2

⑥ 訪問理美容サービス

事業の内容 年6回を限度に、理容師または美容師が対象者宅を訪問して、頭髮の散髪・顔そり(理容師のみ)を実施する。(利用者負担額 2,000円/回)

対 象 者 著しく重度の障害(身障1・2級の一部)のため、居宅において寝たきり等の状態にある65歳未満の者

⑦ 外国人重度障害者特別給付

昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障害者(身体障害者手帳1～3級または療育手帳A1・A2)であり、20歳に達していた者に月額20,000円を支給する。

⑧ 精神障害者医療費助成

対 象 者 市内在住で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持っている方

助成内容 診療による自己負担額から一部負担金を除いた額

(2) 障害福祉サービス等

① 介護給付…介護の支援を受ける際に支給されるもの

【障がい福祉課】

サ ー ビ ス	内 容
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ、食事、掃除、買い物などの介護を受けることができる
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人が、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に受けることができる
同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けることができる
行 動 援 護	常に介護が必要な障害者が、外出中の介護などをホームヘルパーから受けることができる
重度障害者等包括支援	四肢すべてに麻痺がある障害者や寝たきりの障害者が、居宅介護や生活介護などの複数のサービスを包括的に受けることができる
生 活 介 護	常に介護が必要な方が、日中活動として施設や事業所で食事、排せつ、入浴などの介護を受けることができる
療 養 介 護	医療を要する障害者であって常時介護を要する障害者の方が、主として昼間において、病院その他の施設で行われる機能訓練その他必要な医療及び療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を受けることができる
短 期 入 所 (ショートステイ)	家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、入浴、食事などの介助を受けることができる
施 設 入 所 支 援	夜間における入浴、食事、排せつなどの介護を受けたり、生活相談などのサービスを受けることができる

② 訓練等給付…明確な達成目標のもと実施される生活訓練や就労に向けた
訓練を受ける際に支給されるもの

【障がい福祉課】

サ ー ビ ス	内 容
自立訓練（機能訓練）	障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等を受けることができる
自立訓練（生活訓練）	障害のある方が、食事や家事などの日常生活を送るために必要な能力を向上させるための支援を受けることができる
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就職を希望される方が、事業所や企業で作業をしたり実習を受けたり、自分の適性に合った職場探しのための支援を受けることができる
宿泊型自立訓練	障害のある方が、地域移行に向けて一定期間、提供を受けた居住の場で、家事などの日常生活を送るために必要な能力を向上させるための支援を受けることができる
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方が事業所において一般企業と同じように、雇用契約を結んで働くことができる
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方で、就労経験はあるが事情により継続した雇用になっていない場合や、就労移行支援を受けていたが就労に至ることができなかった場合などに、事業所にて生産活動や就労に必要な知識及び能力のための訓練等を受けることができる
就 労 選 択 支 援 ※令和7年10月1日から開始	障害のある方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
共 同 生 活 援 助 （グループホーム）	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、日常生活の援助、生活等に関する相談及び助言、就職先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を受けることができる。グループホームの従業者が日常生活上の支援を行う（介護サービス包括型）と、日常生活上の支援を外部の居宅介護事業所に委託する（外部サービス利用型）がある
自 立 生 活 援 助	施設入所者、グループホーム入居者で一人暮らしを希望する方に一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で生活面の課題が生じている方に、企業や自宅訪問又は障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行う

③ 計画相談支援・障害児相談支援

【障がい福祉課】

介護給付や訓練等給付など障害福祉サービスや障害児通所支援を受ける際にサービス等利用計画を作成または見直しするとき等に支援を受けることができる。

④ 自立支援医療

【障がい福祉課】

心身の障害を除去・軽減するための公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療があり、利用者は医療費の自己負担分について助成を受けることができる。

⑤ 補装具

【障がい福祉課】

身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図る、また身体障害児については、将来、社会人として独立するための素地を育成、助長することを目的として、身体機能を補完または代替する補装具費の支給を受けることができる。

⑥ 障害児通所支援

【障がい福祉課】

療育の必要が認められる児童を指定の施設に通わせることにより、日常生活における基本的な動作の指導及び、集団生活への適応訓練を行うもの。

サ ー ビ ス	内 容
児 童 発 達 支 援	障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に放課後等デイサービスに通わせ生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行う。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等に通う障害児につき、施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童につき、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

⑦ 障害児入所支援

【子ども安心課】

障害のある児童を障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所させて、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うもの。

サ ー ビ ス	内 容
福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

(3) 地域生活支援事業

【障がい福祉課】

① 【市町村必須事業】

事業の種類	内 容
相 談 支 援	障害者（児）またはその関係者からの障害福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜やその他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、権利援護のために必要な援助を行う。
成年後見制度利用支援	有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
意 思 疎 通 支 援	聴覚障害者及びその者とのコミュニケーションを必要とする者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者等を派遣する また、重度の障害により意思疎通が困難な者が入院した際、医療従事者と意思疎通を円滑に図るため支援員を派遣する。
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会の交流の機会などを提供する。
移 動 支 援 （ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難な障害者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う。
日 常 生 活 用 具 給 付	障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する。

② 【市町村任意事業】

事業の種類	内 容
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	身体障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。
日 中 一 時 支 援	障害者（児）に対し、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行う。
福 祉 ホ ー ム	住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を供与する。

③ 【地域生活支援促進事業】

事業の種類	内 容
障害者虐待防止対策 支援事業	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止のため、障害者虐待防止センターの体制整備や関係機関との連携協力体制の整備等を行う。
重度訪問介護利用者の 大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たり、大学等が就学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学及び大学等の敷地内における身体介護等を行う。
雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援 特別事業	重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連携し、職場等における介助や通勤の支援を行う。

(4) 奈良市内の指定障害福祉サービス事業所等
(令和8年4月1日現在・休止中等を除く)

【障がい福祉課】

施設分類	サービス分類	事業所数
指定障害者支援施設	施設入所支援	11
指定障害福祉サービス事業所 (訪問系)	居宅介護	122
	重度訪問介護	109
	行動援護	48
	同行援護	51
	重度障害者等包括支援	0
	自立生活援助	1
指定障害福祉サービス事業所 (日中活動系)	療養介護	4
	生活介護	63
	自立訓練（機能訓練）	0
	自立訓練（生活訓練）	7
	自立訓練（宿泊型）	1
	就労選択支援	3
	就労移行支援	13
	就労継続支援 A 型	16
	就労継続支援 B 型	74
	就労定着支援	10
指定障害福祉サービス事業所 (居住系)	短期入所	60
	共同生活援助（介護サービス包括型）	52
	共同生活援助（外部サービス利用型）	1
	共同生活援助（日中サービス支援型）	6
指定相談支援事業所	計画相談支援（特定相談支援）	52
	地域移行支援（一般相談支援）	7
	地域定着支援（一般相談支援）	6
	障害児相談支援	33
指定障害児通所支援事業所	児童発達支援（センター含む）	64
	放課後等デイサービス	75
	保育所等訪問支援	11
	居宅訪問型児童発達支援	2
指定障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	2
	医療型障害児入所施設	3
地域活動支援センター	地域活動支援センター	1
福祉ホーム	福祉ホーム	2

(5) 点字広報・声の広報等発行

【障がい福祉課】

事業の内容 しみんだより、市議会だより、すいどうだよりの点字版及び音声版を発行し、対象者に送付する。
対 象 者 視覚障害者の希望者

(6) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

【障がい福祉課】

ヘルプマーク・ヘルプカード（援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク・カード）を義足や人工関節の方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方などの希望者に配布する。

(7) 総合福祉センター

【障がい福祉課】

障害者理解のための各種啓発事業や障害のある人の社会参加促進のための相談、訓練のほか、スポーツ、レクリエーションなどをはじめとする一貫したリハビリテーション機能を有する総合施設であり、障害者団体やボランティアの拠点でもある。管理運営は、指定管理者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が行う。

① 障がい者福祉センター「みどりの家」

ア 施設概要

所在地	左京五丁目3番地の1
開設年月日	昭和59年9月1日
敷地面積	20,000㎡
建築面積	1,849.70㎡
建築延面積	5,500.06㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階建
建設事業費	用地費 829,800千円 建設費 1,375,398千円
施設の内容	
1 階	みどりの家はり・きゅう治療所、図書室、ラウンジ、事務室他
2 階	機能訓練室、料理教室、作業訓練室、日常動作訓練室、更衣室、音楽・視聴覚室、ボランティア室、やすらぎ広場他
3 階	集会室、大会議室、会議室、浴室、和室、談話室他
地下1階	機械室、電気室他

イ 開館時間

午前9時～午後9時（水曜日は、午前9時～午後5時）

ウ 休館日

月曜日、火曜日、国民の祝日の翌日（日・火・水曜日を除く）、12月29日から1月3日まで

エ 利用状況

（みどりの家はり・きゅう治療所の実績を含む）

利用者数（令和7年度） 延 41,961 人

② みどりの家はり・きゅう治療所

ア 中国はり・きゅう医療導入について

西洋医学と中国医学を統合させた治療で本市の心身障害者及び難病者の障害の除去、軽減を図り、自立更生への助長を図る。

イ 診療

診療時間	毎日午前9時～午後5時（日曜、休日、月曜、火曜日を除く）
診療対象者	市内の重度心身障害者及び難病者
診療申込	予約制とし、治療所へ申し込み

ウ 利用状況

月別治療利用者数（令和7年度） 延 1,712 人

③ 「奈良市総合福祉センター」体育館

障害者の機能回復・健康増進、相互の交流を図り、福祉等の情報を提供することを目的とする。

ア 施設概要

開設年月日	昭和61年10月1日
面積	1階 1,551㎡
構造	鉄筋コンクリート造
施設の内容	体育室、多目的室、ミーティングルーム、情報展示室、事務室、更衣室等

イ 開館時間

午前9時～午後9時（水曜日は、午前9時～午後5時）

ウ 休 館 日

月曜日、火曜日、国民の祝日の翌日（日・火・水曜日を除く）、12月29日から1月3日まで

エ 利 用 料

障害者、社会福祉事業及び社会福祉活動の関係者の利用は無料 その他の方は有料

(8) 奈良市立みどりの家歯科診療所

【障がい福祉課】

障害児の歯科検診と治療を実施している。令和4年度に総合福祉センターから移転した。

ア 施 設 概 要

所 在 地	柏木町519番地の28
竣 工 日	令和4年10月25日
敷 地 面 積	1,032.10m ²
建 築 面 積	240.07m ²
構 造	鉄骨造陸屋根2階建

イ 開 館 日

毎週木曜日 午前9時～正午

ウ 検 診

年2回 集団検診、個別検診を実施

エ 治 療

検診の結果、治療の必要度が高い患者から順次治療している。

オ 治療・検診状況

利用者数（令和7年度） 延 169 人

5. 生 活 保 護

【保護課】

(1) 生活保護の動向（各4月1日現在）

区分 年	管内人口	被保護世帯数			被保護人員			保護率 (%)
			受給中	停止中		受給中	停止中	
令和4年	352,264	5,438	5,396	42	7,050	6,987	63	20.01
5年	350,318	5,420	5,368	52	6,954	6,881	73	19.85
6年	348,285	5,421	5,358	63	6,913	6,819	94	19.85
7年	346,024	5,395	5,320	75	6,832	6,719	113	19.74
8年	343,905	5,356	5,284	72	6,666	6,574	92	19.38

※ ‰（千分率。1‰=0.1%）

(2) 生活保護開廃状況

区分 年度	相 談	申 請	開 始		却 下	廃 止	
			世帯数	人 員		世帯数	人 員
令和3年度	1,061	507	491	647	25	462	567
4年度	1,155	522	443	546	18	498	597
5年度	1,236	543	471	619	34	478	562
6年度	1,275	536	494	633	37	530	641
7年度	1,632	540	495	603	39	546	654

(3) 年次別生活保護費支給状況

（単位：千円）

区分 年度	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	介 護 扶 助	医 療 扶 助	出産 扶 助	生 業 扶 助	葬 祭 扶 助	施 設 事務費	就労自 立給付	進学準備 給付金	計
令和3年度	3,720,145	2,028,765	45,927	261,766	5,747,770	99	31,276	24,467	101,570	2,224	2,400	11,966,409
4年度	3,668,882	2,026,231	43,991	270,031	5,567,348	0	28,609	30,513	109,912	962	3,900	11,750,379
5年度	3,645,402	2,005,379	41,464	295,881	6,089,347	115	28,357	30,284	108,973	1,738	2,400	12,249,343
6年度	3,532,922	1,972,684	38,924	295,786	6,082,539	218	27,254	31,672	118,009	1,349	8,100	12,109,458
7年度	3,472,310	1,957,520	40,660	307,890	6,267,354	212	26,039	31,381	127,257	1,901	5,200	12,237,725

(4) 世帯類型別世帯数（令和7年度末）

高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	合計
2,737	286	859	588	814	5,284

6. 高 齢 福 祉

I. 高齢者人口及び高齢化率

【長寿福祉課】

(1) 高齢者人口

(令和8年4月1日)

年 齢 別	男 (人)	女 (人)	計 (人)	累 計 (人)
60歳以上	58,714	76,946	135,660	
65歳以上	47,800	64,718	112,518	
70歳以上	37,894	53,597	91,491	
60歳 ～ 64歳	10,914	12,228	23,142	135,660
65歳 ～ 69歳	9,906	11,121	21,027	112,518
70歳 ～ 74歳	10,234	12,283	22,517	91,491
75歳 ～ 79歳	12,154	15,556	27,710	68,974
80歳 ～ 84歳	7,796	11,119	18,915	41,264
85歳 ～ 89歳	5,024	8,081	13,105	22,349
90歳 ～ 94歳	2,173	4,609	6,782	9,244
95歳 ～ 99歳	467	1,642	2,109	2,462
100歳以上	46	307	353	353

(2) 高齢化率

(各年4月1日現在)

	平成22年	平成27年	令和 2年	令和 7年
人 口	368,097人	363,051人	355,529人	346,024人
65 歳 以 上	85,127人	100,937人	110,235人	112,323人
割 合	23.13%	27.80%	31.01%	32.46%
65歳 ～ 74歳	46,778人	54,359人	53,180人	45,090人
割 合	12.71%	14.97%	14.96%	13.03%
75 歳 以 上	38,349人	46,578人	57,055人	67,233人
割 合	10.42%	12.83%	16.05%	19.43%

Ⅱ. 生きがい・ふれあい

【長寿福祉課】

(1) ななまるカードの交付

長年の間、社会のために尽くしてこられた70歳以上の高齢者に対し、ななまるカードを交付し、生きがいを持って豊かな老後を過ごしていただくよう各種の優遇措置を行っている。

○優遇措置

・市内奈良交通バス優待乗車

奈良交通路線バスの市内停留所間を、1乗車100円で優待乗車（市内停留所で乗車または降車した場合、市外にまたがっても1乗車100円で利用可能）

・市内社寺無料・割引拝観

・市内の文化施設の無料・割引入場

○対象者 91,491人（令和8年4月1日現在）

(2) 長寿祝い

高齢者が生きがいを感じ、希望を持って健康で明るい生活を送っていただくため、満100歳の誕生日にお祝い品を贈り、長寿をお祝いする。

対象者（令和8年度見込） 200人

(3) 万年青年クラブ（60歳以上の方で組織）

発 足 昭和38年12月1日

ク ラ ブ 数 133 クラブ（令和8年度補助金申請クラブ数）

人 数 6,148人

主な活動目的 教養の向上、健康の増進、スポーツ振興、地域社会との交流、その他

(4) 万年青年農園事業

高齢者が土に親しみ、自然を愛し、作物の成長を楽しみながら、働く喜びをかみしめ、健康の増進を図り、併せて話し合いの場をつくることなどにより生きがいを高めていただくため、市内の遊休田を万年青年農園として万年青年クラブ会員に貸与している。

設置個所数 6カ所（令和8年4月1日現在）

(5) 外国人高齢者特別給付金

国民年金の給付が受けられない外国人または外国人であった在宅の高齢者（大正15年4月1日以前の生まれで、昭和57年1月1日現在国内に居住地登録をしていた人に限る。）に支給する。

(6) 老人福祉センター

市内在住の60歳以上の高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのために老人福祉法第15条第5項に基づき設置した。運営については、奈良市社会福祉協議会を指定管理者に指定している。

主な活動としては囲碁、将棋をはじめとして、書道、茶道、俳句、体操教室、カラオケの同好の会、卓球クラブ等がつくられている。

① 東福祉センター

所在地 法蓮町1702番地の1
 開設年月日 昭和43年12月15日（平成5年～6年増改築工事）
 敷地面積 3,150.11㎡
 建築面積 1,156.57㎡
 建物面積 2,308.70㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建 地下1階（ボイラー室）
 事業費 92,794千円
 建設費 60,794千円 用地費 32,000千円
 増改築工事費 814,906千円
 使用料 無料 談話ホール、子育てコーナー、健康生活相談室、茶室、図書室、
 娯楽室、談話室、浴室、多目的ホール（機能回復訓練コーナー
 を含む）、音響ビデオルーム
 有料 大集会室、講座室、和室
 開館時間 午前9時～午後5時
 （浴室は、休止中）
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・和室等(有料室)利用者数	一般利用数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
令和7年度	15,726人	6,474人	6,754人	0人	64人

② 西福祉センター

所在地 百楽園一丁目9番13号
 開設年月日 平成3年8月8日
 敷地面積 4,011.20㎡
 建築面積 1,453.31㎡
 建物面積 2,041.81㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建 地下1階（ボイラー室）
 事業費 1,467,973千円
 建設費 1,040,893千円 用地費 427,080千円
 使用料 無料 ロビー、子育てコーナー、ラウンジ、談話室、音響ビデオルーム、浴室、
 生活相談室、図書室、娯楽室、健康相談室、機能回復訓練室、茶室、ロ
 ッカールーム、日本庭園、ゲートボールコート
 有料 大集会室、会議室、和室、講座室
 開館時間 午前9時～午後5時
 （浴室は、休止中）
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・和室等(有料室)利用者数	一般利用数	入浴者数(再掲)	一日平均利用者数
令和7年度	30,489人	19,266人	6,556人	0人	125人

③ 北福祉センター

所在地 右京一丁目1番地の4（奈良市北部会館2階）
 開設年月日 平成16年7月20日
 敷地面積 4,000.10㎡
 建築面積 1,936.42㎡
 建物面積 5,960.75㎡（うち北福祉センター1,623.63㎡）
 構造 鉄骨造 4階建 地下1階（うち2階部分）
 事業費 2,356,757千円
 建設費 1,758,750千円 用地費 598,007千円
 使用料 無料 談話ホール、子育てコーナー、音響ビデオルーム、浴室、
 娯楽室、和室、休憩スペース
 有料 大集会室、会議室1、会議室2
 開館時間 午前9時～午後5時
 （浴室は、休止中）
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議室等（有料室）利用者数	一般利用者数	入浴者数（再掲）	一日平均利用者数
令和7年度	14,346人	10,950人	693人	0人	59人

④ 南福祉センター

所在地 南永井町45番地の1
 開設年月日 平成23年4月8日
 敷地面積 4,339.29㎡
 建築面積 1,043.75㎡
 建物面積 1,508.41㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 事業費 897,899千円
 建設費 489,225千円 用地費 408,674千円
 使用料 無料 談話ホール（図書コーナー含む）、子育てコーナー、娯楽室、
 健康増進コーナー、浴室、和室
 有料 大集会室、講座室、会議室
 開館時間 午前9時～午後5時
 （浴室は、休止中）
 休館日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議室等（有料室）利用者数	一般利用者数	入浴者数（再掲）	一日平均利用者数
令和7年度	17,278人	7,632人	7,989人	0人	71人

(7) 老人憩の家

- ① 設置目的 市内に居住する60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーションのための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図るために設置した。
- ② 管 理 地区の万年青年クラブ等を指定管理者に指定

名 称 (開館年月日)	所 在 地	建築面積(m ²) 延床面積(m ²)	構 造	指 定 管 理 者
東里老人憩の家 (昭和47年12月)	須川町776	126.00 110.00	鉄骨造平屋建 (平成9年建替)	東里地区 万年青年クラブ連合会
鳥見老人憩の家 (昭和47年12月)	鳥見町四丁目4	74.88 68.58	鉄筋コンクリート造平屋建	鳥見喜楽会
登美ヶ丘老人憩の家 (昭和55年2月)	中登美ヶ丘一丁目 1994-3	195.97 183.13	同 上 軽量鉄骨造 (平成10年増築)	登美ヶ丘地区 万年青年クラブ連合会
横井老人憩の家 (昭和57年6月)	横井一丁目620-1	197.09 197.09	軽量鉄骨造 (平成14年建替)	横井ひまわりクラブ
杏中老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町387-12	102.06 100.96	鉄骨造平屋建 (平成3年建替)	杏中町万年青年クラブ
杏南老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町424-6	115.29 166.05	鉄骨造2階建	杏南町万年青年クラブ
八条老人憩の家 (昭和59年12月)	八条一丁目823	104.46 100.50	鉄骨造平屋建	九十九会 万年青年クラブ
東之阪老人憩の家 (昭和61年4月)	東之阪町5-60	98.33 180.52	鉄骨造2階建	東之阪第一老友会
田原老人憩の家 (平成3年7月)	横田町191-1	130.96 129.96	鉄骨造平屋建	田原地区 自治連合会
狭川老人憩の家 (平成3年10月)	西狭川町1088-1	108.46 102.21	同 上	上狭川クラブ
古市老人憩の家 (平成4年8月)	古市町1482-2	134.21 228.42	鉄骨造2階建	古市町老人クラブ
大柳生老人憩の家 (平成5年5月)	大柳生町1990	120.95 115.20	鉄骨造平屋建	大柳生地区 万年青年クラブ連合会
柳生老人憩の家 (平成7年2月)	興ヶ原町670-1	152.31 120.98	同 上	—
梅園老人憩の家 (平成7年4月)	紀寺町568-7	106.10 99.80	同 上	紀寺宝寿会
畑中老人憩の家 (平成14年5月)	畑中町4-4 (2階建の1階)	— 117.00	鉄筋コンクリート造2 階建のうち1階部分	—
石打老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬石打1171-1	309.63 309.63	鉄骨造平屋建	石打第二梅寿会
桃香野老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬桃香野1197	273.40 273.40	同 上	桃香野第三梅寿会
尾山老人憩の家 (平成2年9月)	月ヶ瀬尾山348-3	172.80 172.80	同 上	尾山第一梅寿会

(8) 老人軽作業場

市内に居住する60歳以上の老人にその知識、経験及び趣味を生かして物を作ることににより生きがいを持ってもらうために設置した。

① 田原老人軽作業場

所在地	茗荷町1171番地
開設年月日	昭和48年5月
建替	平成6年5月
面積	65.69㎡
構造	軽量鉄骨プレハブ造平屋建
管理	田原地区自治連合会を指定管理者に指定

Ⅲ. 介護保険外のサービス

【長寿福祉課】

(1) 訪問理美容サービス

在宅の65歳以上で、心身の障がいや傷病等により理美容所へ出向くことが困難な人の居宅へ理美容師が訪問し、頭髮の刈り込み及び顔そり（※顔そりは理容のみ）を行う。ケアプランまたは介護予防プランにおいて事業の利用が必要であるとされる人が対象。

利用回数：年6回まで（2カ月に1回程度）

利用料：1回2,000円

(2) 医療機関送迎サービス事業（月ヶ瀬地域のみ）

在宅で65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障がいや傷病等のために、一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、自宅と医療機関との送迎を実施する。

利用日：月曜日から金曜日の医療機関診療日（祝日等除く）

利用料：無料

利用回数：1週間に往復1回まで

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

在宅の65歳以上で、介護保険の要介護認定が「自立（非該当）」相当の人を一時的に養護老人ホーム和楽園又は三室園で養護し、生活習慣の指導や管理を行う。（※伝染性疾患のある人や入院加療が必要な人は利用できない。）

利用日数：1カ月あたり7日以内

利用料：1日380円（生活保護法等による被保護世帯は免除）

食材料費：施設により異なる

(4) 奈良市高齢者補聴器購入費助成事業

難聴や加齢等により聴力機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、社会参加及び地域交流を促進するために、以下のいずれにも該当する人に、補聴器の購入費用の一部を補助する。

①市内に居住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者

②市民税非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯

③聴覚機能の障害による身体障害者手帳の交付を受けていない者

④難聴のため補聴器の使用が必要であると聴覚障害に係る指定を受けた医師に診断された者

⑤過去に交付を受けたことがない者

補助回数：1人1回限り

補助金：補助対象経費の額又は25,000円のいずれか低い額

Ⅳ. 養護老人ホーム (12. 市内社会福祉施設一覧 参照)

【長寿福祉課、介護福祉課】

65歳以上で、特に身体的な介護を要する状態ではないが、環境上・経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が、行政の措置により入所する施設である。家庭の収入の程度により、費用負担が必要。

入所対象者：次のいずれにも該当する人。

- ①市内に住所を有する、65歳以上
- ②伝染性疾患や入院加療の必要がない
- ③基本的な生活動作に関しては自立できている（介護が必要な状況ではない）
- ④本人および同居者の全員が市民税所得割非課税
- ⑤環境上・経済上の理由により、在宅で1人で生活することが困難であると認められる

（費用について）

入所者本人：前年度の対象収入の額に応じて負担する。

入所者の扶養義務者：前年度の課税状況等に応じて負担する。

Ⅴ. 軽費老人ホーム事務費補助事業 (12. 市内社会福祉施設一覧 参照)

【介護福祉課】

市内に軽費老人ホームを設置する者に、当該施設の運営に要する経費として、事務費補助金を交付する。なお、市内の軽費老人ホームの概要は以下のとおり。

① A型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な健康状態にある60歳以上の方のための入所施設である。

費用	生活費（月額）	60,150円（11月から翌年3月までは62,520円）
	サービス提供費（月額）	入居者本人の収入状況による（施設が徴収）
	光熱水費	実費

② ケアハウス

自炊できない程度の軽度の身体機能の低下が認められるが、入浴等が自力でできる方、または高齢などのため独立して生活するには不安が認められる方で、いずれも共同生活になじむ方が対象である。

費用	生活費（月額）	51,800円（11月から翌年3月までは54,170円）
	サービス提供費（月額）	入居者本人の収入状況による（施設が徴収）
	管理費	一括払いのハウスや併用払いと月払い方式のハウスがある。
	光熱水費	実費

VI. その他の制度

【長寿福祉課】

(1) 所得税法等上の障害者控除対象者認定

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体障がい者または知的障がい者に準ずる」と認められるときは、所得税や市民税の障害者控除を受けることができる。（「高齢者の所得税法、地方税法上の障害者控除」）

確定申告などでこの控除の適用を受けようとするときは、市町村長や福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となる。

【申請に必要な書類】

① 申請書

② 医師による「障害者控除対象者認定用意見書」（医療機関規定の文書作成料が必要）

※ ただし、介護保険の要介護認定のある人で、直近の介護認定に係る主治医意見書の記載内容をもって申請する場合は、「同意書（介護保険認定資料閲覧に対する同意書）」の添付に代えることができる。

(2) おむつ代の医療費控除

通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象とならないが、下記のいずれかの証明書を添付することにより、確定申告などの際に医療費として申告することができる。

① 「おむつ使用証明書」

傷病等のためおおむね6カ月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、医師が発行する証明書である。（医療機関規定の文書作成料が必要）

② 「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

次のいずれかに該当する人に対し、市町村長が交付する証明書である。（300円が必要）

【確認証明書の発行が1年目の場合】

(1) 要介護認定を受けていること。

※おむつを使用した当該年に受けていた要介護認定と、当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る）を合算して6カ月以上となること。

(2) 奈良市で保有する介護認定資料（主治医意見書）において、以下の事項が確認できること。

- ・意見書の作成日が、おむつを使用した当該年であること。
- ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1～C2」であること。
- ・「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁の発生可能性が「あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

【確認証明書の発行が2年目以降の場合】

(1) 要介護認定を受けていること。（有効期間が13カ月以上のものに限る）

(2) 奈良市で保有する介護認定資料（主治医意見書）において、以下の事項が確認できること。

- ・意見書の作成日が、おむつを使用した当該年（※認定期間が13カ月以上の人は、その前年又は前々年）であること。
- ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1～C2」であること。
- ・「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁の発生可能性が「あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

7. 国民健康保険

【国保年金課】

(1) 被保険者の推移

(各年度末現在)

区分 年度	全市世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	加 入 率 (%)	全市人口 (人)	被保険者数 (年間平均) (人)	加 入 率 (%)
令和3年度	165,923	47,420	28.6	352,264	72,045 (73,759)	20.5
4年度	166,927	45,373	27.2	350,318	67,857 (70,630)	19.4
5年度	167,787	43,756	26.1	348,285	64,513 (66,772)	18.5
6年度	168,722	42,073	24.9%	346,024	61,144 (63,339)	17.7
7年度	169,427	41,252	24.4%	343,905	59,274 (60,610)	17.2

(2) 財政状況

(単位：千円)

区分 年度	歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額	単年度収支額
令和3年度	36,395,528	36,337,474	58,054	△ 24,710
4年度	35,868,454	35,813,274	55,180	△ 2,849
5年度	35,898,626	35,818,613	80,013	△ 175,167
6年度	33,871,149	33,714,306	156,843	76,963
7年度 (決算見込)	33,294,748	33,192,532	102,216	25,373

(3) 保険給付費等及び保険料の推移

区分 年度	保険給付費 (千円)	老人保健 拠出金 後期高齢者 支援金 前期高齢者 納付金 介護納付金 (千円)	計 (千円)	左の1人 当たり額 (円)	国 事 業 保 納 付 金 (千円)	一人当たり 国 事 業 費 納 付 金 額 (円)	保 険 料 調 定 額 現年賦課分 (千円)	1人当たり 保 険 料 調 定 額 (円)
令和 3年度	25,031,913	—	25,031,913	339,374	10,543,326	142,943	7,305,211	99,042
4年度	24,550,137	—	24,550,137	347,588	10,462,789	148,135	6,909,118	97,821
5年度	24,523,861	—	24,523,861	367,278	10,521,690	157,576	6,848,116	102,560
6年度	23,776,301	—	23,776,301	375,382	8,738,655	137,966	6,840,745	108,002
7年度 (決算 見込)	23,430,177	—	23,430,177	386,574	8,656,032	142,815	6,856,613	113,127
8年度 (当初 予算)	24,707,668	—	24,707,668	425,994	8,358,198	144,107	6,897,144	118,916

(注) ・1人当たり額は、年間平均被保険者数により算出

・平成30年度から老人保健拠出金・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金は都道府県移行、

市町村に国保事業費納付金が創設

(4) 保険料率（令和8年度分）

区 分	賦 課 標 準	医療分料率	支援分料率	介護分料率	子ども分料率
所 得 割	令和6年中の所得額－43万円 (市・県民税基礎控除額) ＝ 所得割賦課基準額	100 分の 7.64	100 分の 3.27	100分の 3.03	100分の 0.31
被保険者均等割	被保険者1人につき	27,600円	11,500円	16,900円	1,900円
世帯別平等割	1世帯につき	20,000円	8,400円	－	－
賦 課 限 度 額	年 間	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

(5) 保険料収納状況

(各年度末現在)

年度	区 分	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	未 収 額 (円)	不納欠損額 (円)	収納率 (%)
令和 3	現年賦課分	6,738,825,000	7,305,210,800	6,784,953,216	520,257,584	－	92.88
	滞納繰越分	141,146,000	972,699,452	129,912,483	482,116,385	360,670,584	13.36
4	現年賦課分	6,649,500,000	6,909,117,800	6,560,252,295	348,748,005	117,500	94.95
	滞納繰越分	173,006,000	894,274,263	199,735,364	425,582,806	268,956,093	22.33
5	現年賦課分	6,560,260,000	6,848,115,800	6,520,294,083	327,821,117	600	95.21
	滞納繰越分	196,805,000	738,033,220	195,553,143	401,688,461	140,791,616	26.50
6	現年賦課分	6,544,717,000	6,840,744,900	6,531,884,911	308,859,989	－	95.48
	滞納繰越分	172,631,000	713,520,138	181,148,586	421,431,277	110,940,275	25.39
7	現年賦課分	6,365,346,000	6,856,612,800	6,523,403,383	333,209,417	－	95.14
	滞納繰越分	149,885,000	719,173,616	142,344,519	449,585,128	127,243,969	19.79

(6) 給付の状況

年 度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)
区 分							
療養諸費	件数	件	1,192,409	1,177,381	1,157,466	1,113,263	1,061,017
	費用額	千円	29,174,571	28,633,180	28,349,864	27,482,570	27,126,884
	市負担額	千円	21,552,863	21,123,089	20,909,372	20,219,789	19,924,472
	1件当たり費用額	円	24,467	24,319	24,493	24,687	25,567
	1人当たり費用額	円	394,662	403,404	422,810	431,980	446,415
	1人当たり負担額	円	291,558	297,596	311,843	317,821	327,888
	受診率	%	1,613.04	1,658.77	1,726.25	1,749.86	1,746.07
	1人当たり診療日数	日	20.33	20.70	21.41	21.45	21.45
	1日当たり費用額	円	19,413	19,491	19,748	20,134	20,817
	一般＋退職人数	人	73,923	70,979	67,051	63,620	60,766
診療日数合計			1,502,802	1,469,010	1,435,615	1,364,950	1,303,141
高療養費	額	件数	46,344	49,703	62,597	61,028	55,716
	支給額	千円	3,070,717	3,049,449	3,232,409	3,213,163	3,180,521
出産一時金	件数	件	156	173	164	142	115
	支給額	千円	65,456	72,540	80,500	65,480	57,332
	1件当たり金額	円	404,000	408,000	488,000	488,000	488,000
葬祭費	件数	件	420	413	373	362	353
	支給額	千円	12,600	12,390	11,190	10,860	10,590
	1件当たり金額	円	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
傷病手当金	件数	件	29	148	19	—	—
	支給額	千円	1,964	3,219	530	—	—
老人保健拠出金			—	—	—	—	—
介護納付金			—	—	—	—	—
前期高齢者納付金			—	—	—	—	—
後期高齢者支援金			—	—	—	—	—
国民健康保険事業費納付金			10,543,326	10,462,789	10,521,690	8,738,655	8,656,032

(注) ・給付の状況は、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）により算出

- ・1人当たり額は、「一般＋退職人数」で除して算出
- ・受診率は、件数 ÷ (一般＋退職人数) × 100で算出
一般：国保の一般被保険者のこと（平成19年度以前、除老人保健医療給付対象者）
退職：国保の退職被保険者等のこと
- ・出産育児一時金…平成23年4月から420,000円支給（産科医療補償制度に未加入の医療機関等は390,000円）。平成27年1月より産科医療補償制度に未加入の医療機関等での分娩は404,000円に、令和4年1月からは408,000円に変更された。令和5年4月から500,000円支給（産科医療補償制度に未加入の医療機関等は488,000円）。
- ・葬祭費…平成20年度から30,000円支給
- ・傷病手当金…新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金。令和2年1月1日から適用。
- ・国民健康保険事業費納付金…国保の都道府県単位化（平成30年度）によって、老人保健拠出金（廃止）・介護納付金・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金は市町村国保会計から都道府県国保会計へ移管、市町村には新たに国民健康保険事業費納付金創設

(7) 特定健康診査・特定保健指導実施状況

(注) 令和7年度は暫定値

年度	特定健診 対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	特定保健指導対象者数			実施 者数 (人)	実施率 (%)
				動機付け 支援 (人)	積 極 的 支援 (人)	合 計 (人)		
R3	52,992	17,978	33.9	1,470	266	1,736	119	6.9
R4	49,767	17,710	35.6	1,428	328	1,756	212	12.1
R5	46,659	16,279	34.9	1,337	319	1,656	226	13.6
R6	44,032	15,403	35.0	1,194	282	1,476	239	16.2
R7	42,371	14,104	33.3	1,005	263	1,268	98	7.7

8. 国 民 年 金

【国保年金課】

(1) 拠出年金等

① 被保険者数

区分 年度	第 1 号 被 保 険 者	任意加入 被 保 険 者	第 3 号 被 保 険 者	計
令和3年度	41,769	784	24,573	67,126
4年度	40,716	825	23,346	64,887
5年度	40,269	869	22,127	63,265
6年度	39,240	899	20,782	60,921
7年度	38,787	869	19,491	59,147

② 保険料免除被保険者数

区分 年度	法定免除	申請免除 (全額)	申請免除 (3/4)	申請免除 (半額)	申請免除 (1/4)	学生納付特例	納付猶予	産前産後 免除	計
令和3年度	4,821	7,406	465	279	177	6,312	1,797	28	21,285
4年度	4,918	7,220	490	244	150	5,864	1,724	22	20,632
5年度	4,995	6,897	450	261	144	5,404	1,642	19	19,812
6年度	4,990	6,561	478	255	139	5,243	1,557	19	19,242
7年度	5,038	6,360	392	254	157	5,210	1,583	17	19,011

※産前産後免除制度は平成31年4月から開始された。

(2) 年金相談

国民年金の相談

国保年金課

月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

西部出張所

月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

北部出張所

月・水曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

(1) 心身障害者医療費助成

- 助成開始 昭和47年4月
- 対 象 者 健康保険に加入されている身体障害者手帳1級または2級に該当する人及び療育手帳の交付を受けた人
- 助成内容 健康保険の自己負担金（入院時の食事代は除く）相当額
 なお、制度の一部改正を行い、平成30年4月診療分より一部負担を設け、令和元年8月診療分より0歳～就学前まで、令和5年6月診療分より小・中学生まで、令和6年8月診療分より高校生までを対象とした現物給付方式を導入した。

一部負担金の額

- ・通院の場合：医療機関ごとに月額 500 円（月額上限額 1,500 円）
- ・入院の場合：医療機関ごとに月額 1,000 円（14 日未満の入院は 500 円）
- ・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

助成実績

区分 年度	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
令和3年度	4,677	505,327,424
4	4,673	487,237,813
5	4,687	501,628,098
6	4,682	527,576,395
7	4,781	511,780,381

(2) 重度心身障害者老人等医療費助成

- 助成開始 昭和58年6月
- 対 象 者 後期高齢者医療制度の医療資格があり身体障害者手帳1級または2級に該当する人及び療育手帳の交付を受けた人並びにひとり親家庭の親等
- 助成内容 後期高齢者医療制度による自己負担金（入院時の食事代は除く）相当額
 なお、制度の一部改正を行い、平成30年4月診療分より一部負担を設けた。

一部負担金の額

- ・通院の場合：医療機関ごとに月額 500 円（月額上限額 1,500 円）
- ・入院の場合：医療機関ごとに月額 1,000 円（14 日未満の入院は 500 円）
- ・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

助成実績

区分 年度	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
令和3年度	2,905	277,104,186
4	2,795	259,049,894
5	2,736	265,453,308
6	2,662	266,811,519
7	2,624	259,296,248

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は平成20年4月1日より施行された医療保険の制度で、奈良県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、被保険者の保険料と他の保険者からの支援金及び公費(国、県、市町村)で運営している。

被 保 険 者 75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人
 保 険 料 被保険者個人単位で算出し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前
 年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額
 算定基準は2年ごとに見直す
 子ども分は1年ごとに見直す

(令和8年度基準)

医療分
 均等割額 57,100円
 所得割額 (前年中総所得金額－基礎控除43万円)×所得割率10.63%
 賦課上限額 年間 85万円
 子ども分
 均等割額 1,400円
 所得割額 (前年中総所得金額－基礎控除43万円)×所得割率0.25%
 賦課上限額 年間 2万1千円
 窓口負担割合 医療費の1割(一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割)
 給 付 内 容 医療費から一部負担金等を控除した額
 給 付 実 績

年度 \ 区分	対 象 者 数 (人)	金 額 (円)
令和3年度	57,843	48,124,795,934
4	60,469	50,460,833,563
5	63,262	49,826,557,453
6	65,256	52,126,138,777
7	66,917	54,382,215,828

10. 介護保険

(1) 第1号被保険者数

【介護福祉課】

令和8年5月31日現在 112,189人（住所地特例者を含む。）

(2) 介護保険特別会計予算額

【介護福祉課】

令和8年度 40,000,000千円

(3) 保険料率（令和8年度分）

【介護福祉課】

所得段階区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
基準割合	基準額 ×0.285	基準額 ×0.445	基準額 ×0.645	基準額 ×0.9	基準額	基準額 ×1.15
年間保険料	21,300	33,200	48,100	67,200	74,600	85,800
所得段階区分	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
基準割合	基準額 ×1.25	基準額 ×1.5	基準額 ×1.7	基準額 ×1.9	基準額 ×2.1	基準額 ×2.3
年間保険料	93,300	112,000	126,900	141,800	156,700	171,700
所得段階区分	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	第18段階
基準割合	基準額 ×2.4	基準額 ×2.5	基準額 ×2.6	基準額 ×2.7	基準額 ×2.8	基準額 ×2.9
年間保険料	179,100	186,600	194,100	201,500	209,000	216,500

(4) 要介護認定

【介護福祉課】

要介護等認定者数（令和8年5月末現在）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
4,725	3,789	5,270	4,196	2,895	2,944	1,722	25,541

審査判定件数（令和7年度）

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
268	3,231	2,266	4,105	2,502	1,804	2,065	1,424	17,665

(5) 介護（予防）サービス

【介護福祉課】

① 在宅サービスの種類と内容（要支援1・2、要介護1～5の方が利用できる）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）＊要支援1・2は総合事業へ移行
ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や生活援助などの世話をする。
- ・訪問看護
医師の指示に基づいて、看護師などが家庭を訪問し、看護の支援をする。
- ・訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
- ・訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行う。
- ・通所介護（デイサービス）＊要支援1・2は総合事業へ移行
デイサービスセンターなどにおいて、食事、入浴の提供、機能訓練等のサービスを日帰りで受ける。

- ・通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復を図るため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを日帰りで受ける。
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
介護老人福祉施設などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける。
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
介護老人保健施設や介護医療院などに短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける。
- ・居宅療養管理指導
医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。
- ・福祉用具の貸与
車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出す。
- ・福祉用具の購入費の支給
排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給する。
- ・住宅改修費の支給
家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給する。
- ・特定施設入居者生活介護
指定を受けた有料老人ホーム等で介護サービスを受ける。

② 地域密着型サービス

（要支援1・2、要介護1～5の方が利用できる）

- ・認知症対応型通所介護
認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、食事の提供、入浴、機能訓練のサービスなどを受ける。
- ・小規模多機能型居宅介護
「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練を行う。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※要支援1は除く
認知症のため介護を必要とする高齢者が5～9人で共同生活を営む住居において介護を受ける。

（要介護1～5の方が利用できる）

- ・地域密着型通所介護
小規模なデイサービスセンターなどにおいて、食事の提供、入浴、機能訓練等のサービスを日帰りで行う。
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模な有料老人ホームなどに入所している人が食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練等を受ける。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※原則として要介護3以上
小規模な特別養護老人ホームなどに入所している方が食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練等を受ける。
- ・夜間対応型訪問介護
ヘルパーによる夜間の定期巡回や、通報システムによる訪問介護サービスを行う。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ホームヘルパーや看護師が定期的な巡回と随時通報によって家庭を訪問し、身体介護や生活援助などの世話や看護の支援を行う。
- ・看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供する。

③ **施設サービス** (183ページ 12. 市内社会福祉施設一覧 参照)

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（原則として要介護3～5の方が利用できる）
日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受ける。
市内の施設の状況 24施設 定員 1,652人 （令和8年6月1日現在）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）（要介護1～5の方が利用できる）
病状が安定している人が家庭に戻れるように、入所して、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受ける。
市内の施設の状況 12施設 定員 1,198人 （令和8年6月1日現在）
- ・介護医療院（要介護1～5の方が利用できる）
長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院する。
市内の施設の状況 2施設 定員 200人 （令和8年6月1日現在）

(6) **居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者**

【介護福祉課】

利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態等にあった適切な在宅または施設のサービスが利用できるよう、市、サービス提供事業者や施設等との連絡調整を行う介護支援専門員が配置されている事業所である。
市内の居宅介護支援事業者の状況 135 事業者（令和8年6月1日現在）
市内の介護予防支援事業者の状況 11 事業者（令和8年6月1日現在）

(7) **地域支援事業**

【長寿福祉課、介護福祉課】

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市が実施する事業である。（事業の利用にあたっては、介護予防プランまたはケアプランが必要な事業がある）

① **介護予防・生活支援サービス事業**

介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方や基本チェックリスト及び地域包括支援センターによるアセスメントで事業対象者と認められた方を対象に、利用者の状態や希望に合わせて以下のサービス提供を行う。

○訪問型サービス

- ・自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
- ・専門職が、健康に関する短期的な指導を行う。

○通所型サービス

- ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行う。
- ・ボランティア主体（住民主体）で通いの場を設け、体操や運動等の活動を行う。
- ・生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行う。

② **一般介護予防事業**

高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取り組みができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行うために介護予防教室や出前講座等を実施する。また、地域の通いの場等に専門職の講師を派遣するなど、地域での自主的な介護予防が継続できるよう支援する。

③ **配食サービス事業**

在宅で65歳以上の単身世帯などで、心身の障がいや傷病等のために食事の調達が困難で配食サービスと安否確認が必要な人を対象に、昼食又は夕食をお届けし、バランスのとれた食事により健康増進を図る。また同時に安否の確認を行う。

費用負担：普通食1食530円以下（特別食は別途料金が必要）

④ **在宅要介護者紙おむつ等支給事業**

以下のいずれにも該当する人に、紙おむつ等を支給する。

① 市内で在宅の人。（※入院、入所中は利用できない。）

② 介護保険の要介護認定が「要介護4、5」の人。

③ 本人が市民税非課税及び同居者（世帯分離も含む）全員が市民税所得割非課税の人。

※支給回数：2カ月に1回（2カ月分まとめて）。申請する月によっては初回のみ1カ月分となる場合あり。

※種類：カタログより選択。ただし支給限度額（1カ月3,500円）を超える金額については自己負担。

⑤ 高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等を行うことにより、高齢者の権利利益の擁護を図る。

○相談・情報の把握、虐待の早期発見

○虐待ケースマネジメントの実施 など

⑥ 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者の連携支援を行い、高齢者の入退院の調整を円滑にし、病院から在宅サービスの切れ目ない支援体制の構築を推進するために在宅医療・介護連携支援センターを設置している。

⑦ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会を開催する。

⑧ 認知症対策事業

認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターや認知症カフェの運営を支援するボランティアを養成する。

⑨ 認知症相談事業

認知症の人やその家族に対して、認知症及び若年性認知症に関する相談やピアカウンセリング（当事者同士による相談）を行う相談窓口を設け、地域生活を支援する。

○奈良市役所 正面玄関ロビー 玄関ホール会議室（毎週月曜日）

○西部会館2階 相談室（毎週木曜日）

※10時～15時（祝日、年末年始を除く）

⑩ 安心・安全“なら”見守りネットワーク

（行方不明者の早期発見）

認知症等の原因により行方不明となった高齢者を早期に発見し、保護できるよう民生委員・児童委員や福祉事業所などの関係機関と支援体制を構築し、高齢者の安全とその家族への支援を図る。また、ネットワークに登録した方の中で希望者には、GPS端末の初期費用の助成やQRコードシールを配付する。

（民間事業者との見守り協定）

孤立しがちな高齢者等要支援者の異変を早期に把握し、適切な支援につなぐことを目的とし、定期的に要支援者の自宅を訪問している民間の事業者等と見守り協定を締結し、行政と民間事業者が協力して見守りを行う。

⑪ 認知症初期集中支援チーム事業

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症の疑われる人や認知症の人及びその家族の自宅に訪問し、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的、集中的（概ね6カ月）に行い、自立のサポートをする。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

重度の認知症等のために契約行為等を自分で行うことが困難で、成年後見人などによる支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合のための制度である。

利用者本人に配偶者・4親等内の親族がなく、あっても音信不通などの事情がある場合、福祉を図るために特に必要と認められるときは、奈良市長が申立てを行う。

また、本人等の財産状況から成年後見人等の報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行う。

⑬ 緊急時在宅高齢者支援事業

在宅の65歳以上で、身体上の疾患などにより、日常生活を営むうえで常時注意が必要なひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯などの居宅に固定電話型緊急通報装置（ペンダント型送信機とセット）又は携帯電話型緊急通報装置を設置し、緊急事態が発生したときに、速やかに当該高齢者の安全を確保するため、受信センターを通じて協力員へ状況確認、または救急要請するサービスである。機器を通じて健康相談も可能。設置にあたり、原則として近隣2人の協力員が必要。

【費用負担】

費用：固定電話型…1 カ月 500 円、携帯電話型…1 カ月 650 円

○ 生活保護受給者は申請時に「生活保護受給証明書」を提出することで月額費用が免除

○ 機器の修繕費用は通常必要ないが、利用者の故意または重大な過失による故障の場合、実費相当額が必要

【留意事項】

- ・ 固定電話型緊急通報装置の利用にあたっては、NTT 回線（アナログ電話回線）が必要。他の回線を利用の場合は、装置が誤作動を起こすことがある。
- ・ 通信会社の通信障害発生時等に携帯型緊急通報装置が使用できない場合がある。
- ・ 昼間に虚弱な高齢者のみになる場合は、全額自己負担することで利用できる。

(8) 地域包括支援センター

【長寿福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくことができるよう、介護保険法に基づき、高齢者の心身状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターの業務は社会福祉法人等に委託して実施しており、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種を配置し、専門性を生かしたマネジメントを行っている。

設置に当たっては、市内を13の日常生活圏域に分け、圏域ごとに1カ所ずつ担当する地域包括支援センターを定めている。

地域包括支援センターの具体的な業務は、以下のとおり。

① 総合相談支援業務

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

- 高齢者の心身の状況、生活の実態、その他必要な実情の把握
- 保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供
- 関連機関との情報連携 など

② 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう支援を行う。

- ケアプランの作成指導
- 支援困難事例についての支援方針の検討、指導助言など

④ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2と認定された人及び第1号事業対象者に対し、介護予防支援業務または介護予防ケアマネジメントを実施し、心身状況の悪化の予防を図る。

また、要支援・要介護になるおそれのある人に対して、アセスメントを行い、介護予防事業のサービスなどを提供する。

地域包括支援センター一覧

日常生活圏域名	名称	住所	電話番号	FAX番号
若 草	奈良市若草地域包括支援センター	船橋町2	25-2345	25-2346
三 笠	奈良市三笠地域包括支援センター	大宮町二丁目3-10-106号 東急ドエル奈良1階	33-6622	30-6380
春日・飛鳥	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	西木辻町110-4	20-2516	20-2517
都 南	奈良市都南地域包括支援センター	古市町1327-6 フォレストヒルズ奈良	50-2288	61-2299
北 部	奈良市北部地域包括支援センター	右京一丁目3-4 サンプラザすずらん館2階	70-6777	70-6778
平 城	奈良市平城地域包括支援センター	押熊町397-1 梅守ハイツ1階	53-7757	53-7758
京西・都跡	奈良市京西・都跡地域包括支援センター	六条二丁目2-10	52-3010	48-7234
伏 見	奈良市伏見地域包括支援センター	西大寺新町1-1-1 河辺ビル1階	36-1671	36-1673
二 名	奈良市二名地域包括支援センター	鶴舞東町1番20-2号	43-1280	43-1281
登美ヶ丘	奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	中登美ヶ丘一丁目1994-3 D20-104	51-0012	51-0013
富 雄 東	奈良市富雄東地域包括支援センター	大倭町2-22	52-2051	46-2012
富 雄 西	奈良市富雄西地域包括支援センター	鳥見町四丁目3-1 富雄団地49-101	44-6541	44-6542
東 部	奈良市東部地域包括支援センター	茗荷町774-1	81-5720	81-5721

日常生活圏域小学校区名一覧

日常生活圏域名	担当する地域活動単位での小学校区
若 草	鼓阪北、鼓阪、佐保
三 笠	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都 南	辰市、明治、東市、帯解
北 部	ならやま、朱雀、左京、佐保台
平 城	平城西、平城
京西・都跡	伏見南、六条、都跡
伏 見	あやめ池（学園南以外）、西大寺北、伏見
二 名	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富 雄 東	三碓、富雄南、あやめ池（学園南）
富 雄 西	鳥見、富雄第三
東 部	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

11. 奈良市社会福祉協議会

昭和42年3月24日、社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づく社会福祉法人として認可され、広く福祉関係諸機関・団体が参加して、地域福祉活動を民間レベルで推進している。

(1) 自主事業

① 小地域福祉活動の推進

各地区における住民福祉活動の中核的役割を担う地区社会福祉協議会の一層の強化を図るとともに、それぞれに異なる地域特性に基づいた支援体制を構築するため、エリア対応による地域支援体制の強化を行っている。また、ふれあいサロン活動や小地域ネットワーク活動をはじめとしたさまざまな地域福祉活動の推進を通じて、住民主体による福祉のまちづくりを進めている。

② 生活福祉資金

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活の安定を図ることを目的とする。また、生計中心者の失業によって生活の維持が困難となった世帯に対し生活資金等の貸付を行っている。

③ 福祉つなぎ資金

市内居住3ヶ月以上の奈良市民であって低所得のため不時の出費に困窮する世帯に対し、安定した市民生活を維持するため、必要な資金の貸付を行っている。

④ 善意銀行の運営

市民の方々から金銭・物品の預託を受け、本市の社会福祉の推進を目的として効果的に活用している。

⑤ 福祉団体への支援

福祉団体への助成等を通じて基盤強化を図り、支援に努めている。

⑥ 共同募金運動及び歳末たすけあい運動への協力

民間社会福祉事業の発展に大きな役割を担っている本運動は、市民の善意によるたすけあい精神を基調とするものであり、寄せられた募金は、福祉施設・団体への支援やさまざまな地域福祉活動推進のために活用されている。

⑦ 福祉サービス利用援助事業

住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に物忘れのある高齢者・知的障害者・精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、自立生活の支援を行っている。

⑧ 在宅福祉サービス事業

高齢者や障害者が在宅生活を営むために必要な支援等を行うとともに、介護保険制度に基づく、訪問介護事業、居宅介護支援事業、通所介護事業及び障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、移動支援事業及び相談支援事業を実施している。また、車椅子が必要な方に対し、1カ月を限度に無料で貸し出しを行っている。

⑨ 生活介護みどりの家・生活介護やすらぎ広場の経営

みどりの家では、18歳以上の知的障害者を対象に、自立と社会経済活動への参加を促進する観点から軽作業を通じた必要な訓練を行っている。また、やすらぎ広場においては、18歳以上の身体障害者を対象に、身体能力と日常生活能力の向上及び生活の質の向上を目的として、必要な訓練や生産活動・創作的活動の機会を提供している。

⑩ 鳥見デイサービスセンターの運営

本市における福祉活動の推進拠点として、また、地域住民の身近な相談窓口としての機能に加え、音楽を活かした地域活動および通所介護事業所も兼ねた多機能施設としての事業を行っている。

⑪ 福祉車両運行事業

公共交通機関等の利用が困難な障害者や要介護等の高齢者等に対し、医療機関への送迎や、社会参加を支援するため、運行ボランティアと協働して、道路運送法に基づく「福祉有償運送事業」の移動・移送サービスを都祁地域で行っている。

⑫ 法人後見事業

認知症、知的障害、精神障害などで、判断する能力が不十分な方に対し、本会が家庭裁判所の選任を受け、成年後見人、保佐人又は補助人となって、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約や、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し、安心して日常生活を送ることができるように支援している。

(2) 受託事業

① 障害支援区分認定調査事業

【障がい福祉課】

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用を希望する者に対し、個々の状況に応じたサービスが客観的かつ公平に行われるよう、市の委託を受けサービス給付認定に必要な情報を提供するための調査を行う。

② 要介護認定調査事業

【介護福祉課】

市の委託を受けて介護保険要介護認定・要支援認定申請者の居宅または施設等に訪問し、国が定めた基準に基づき公平かつ円滑な認定調査業務を行っている。

③ 高齢者医療機関送迎サービス事業

【長寿福祉課】

月々瀬地域における公共交通機関の利用が困難な高齢者に対して、医療機関等への送迎を行っている。

④ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【長寿福祉課】

高齢者の生きがいと健康づくりの推進、社会参加の促進や介護予防を目的として各種講座・教室等を行っている。

⑤ 相談支援事業

【障がい福祉課】

地域における障害者福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行っている。

⑥ 奈良市地域自立支援協議会運営事業

【障がい福祉課】

地域における関係機関とのネットワークの構築を図り、相談支援事業を中心に障害者支援体制の充実と地域の実態把握や分析をすることで、課題解決に向けた協議・検討を行っている。

⑦ 権利擁護支援事業

【福祉政策課】

権利擁護に関する相談窓口の設置・成年後見制度に関する啓発及び権利擁護を支援する人などの人材育成を行う。また、権利擁護分野における地域連携ネットワークの中核機関として関係機関と連携して地域における権利擁護支援体制の構築を推進している。

⑧ 重層的支援体制整備事業

【福祉政策課】

共生社会の実現を目的として、社会的孤立や8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化した課題を抱える方々に対応するべく、包括的な支援体制の構築を進めている。

⑨ 介護予防教室実施事業

【長寿福祉課】

地域の介護予防の拠点である奈良市福祉センター(全6箇所)で、介護予防教室を実施することで高齢者の閉じこもり予防、交流による心身の健康づくりを行い、将来要介護状態等になることへの予防を目的として事業を行っている。

⑩ 生活支援体制整備事業

【長寿福祉課】

高齢者の生活支援等の体制整備に向けた調整役として、「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービスの提供体制の充実、担い手・人材の育成、地域のネットワークづくりに取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する。

⑪ 意思疎通支援(要約筆記者派遣)事業

【障がい福祉課】

聴覚障害者等の自立と社会参加の促進をねらいとしてコミュニケーションを支援するため要約筆記者の派遣調整を行っている。

⑫ 基幹型地域包括支援センター運營業務事業

【長寿福祉課】

市内13圏域に設置されている地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括支援センターが効率的且つ効果的な事業運営が行えるように各地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行う。

⑬ 奈良市若者サポートセンター Restart なら 事業

【福祉政策課】

生活課題を抱える若者や、ひきこもりによる暮らしにくさを抱えている方に対して、多様な連携による相談や居場所の整備、就労機会の確保などにより、早期に的確な支援対応を行う。

⑭ 奈良市くらしとしごとサポートセンター事業

【福祉政策課】

困窮している方やその家族からの相談に対して、状況に応じた支援計画を作成し、生活困窮状態から脱却を図り、安定的な自立生活を営めるよう支援を行う。

⑮ 基幹相談支援センター事業

【障がい福祉課】

障害のある方やその家族に対して、地域の相談拠点として様々な相談や情報提供などの支援を総合的に行う。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組む。

⑯ 生活保護受給者家計改善支援業務

【保護課】

経済的な課題を抱える生活保護受給世帯に対し、自立を目的とした家計改善支援や相談支援を行う。

(3) 指定管理施設の経営

【地域づくり推進課、文化振興課、障がい福祉課、長寿福祉課】

東福祉センター・西福祉センター・北福祉センター・南福祉センター・総合福祉センター・ボランティアセンター・月ヶ瀬福祉センター・都祁福祉センター・北部会館市民文化ホールの指定管理者の指定を市から受け、9施設それぞれの特色を生かし、施設の有する機能を十分活用すべく各種事業を行っている。

12. 市 内 社 会 福 祉 施 設 一 覧

【障がい福祉課、保護課、長寿福祉課、介護福祉課、子ども育成課、子ども安心課】

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（令和8年6月1日現在）

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	定 員 (人)
長 曾 根 寮	大倭町4-1	44-9346	84
平 城 園	秋篠町1567	45-9588	110
万 葉 苑	川上町875-1	27-1887	73
サ ン タ ・ マ リ ア	朱雀四丁目3-10	71-7733	80
あ じ さ い 園	茗荷町808-1	81-0878	54
な ら や ま 園	山陵町1085	41-8088	84
和 楽 園	古市町1886-1	63-5502	84
西 ノ 京 苑	六条西五丁目17-43	52-0888	114
こ が ね の 里	西大寺赤田町一丁目7-1-2	52-4315	85
な ら 清 寿 苑	田中町602-1	50-3551	50
学 園 前 西	二名三丁目1151-1	45-1243	80
香 梅 苑	月ヶ瀬尾山817-5	0743-92-2222	50
都 祁 す ず ら ん 苑	都祁友田町1437	0743-82-2822	84
サンライフ明日香	紀寺町556-1	20-1177	50
か が や き の 苑	奈良阪町2789-1	25-2020	50
ら く じ 苑	八条五丁目437-11	30-1800	85
リ ノ	窪之庄町116-1	64-3500	85
梅 花 苑	大和田町2226	52-0221	60
ト マ ト ホ ー ム	横井町906-12	62-8880	40
ル・エンゲージ な かがわ 3 番 館	奈良阪町 1 6 7	050-8885-7580	50
光 の 桜	石木町715-1	51-7537	50
こ ま ど り と 丘	二名一丁目2356-1	51-7351	50
サンライフ西大寺	西大寺南町1-28	52-1177	50
あ じ さ い 園 宝	南肘塚町99-1	24-0878	50
計			1,652

(2) 介護老人保健施設

（令和8年6月1日現在）

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	定 員 (人)
や く し の 里	高畑町210	24-1313	90
サンライフ奈良	南肘塚町205-1	22-1177	66
ロイヤルフェニックス	六条町99-2	35-1313	150
ア ッ プ ル 学 園 前	中登美ヶ丘四丁目3	51-2200	100
も も た ろ う	都祁友田町515-1	0743-82-1813	80
大 和 田 の 里	丸山二丁目1220-163	51-6003	82
佐 保 の 里	八条五丁目437-8	30-6662	80
ア ン ジ ェ ロ	帝塚山2-21-21	44-3300	100
秋 篠	秋篠町1432-1	53-3001	150
桜 の 里	八条五丁目437-10	36-3666	100
エリシオン石木の里	石木町799	93-7817	100
サンライフ学園前	学園大和町五丁目724-4	40-1177	100
計			1,198

(3) 介護医療院

(令和8年6月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員 (人)
奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771	152
西の京介護医療院 やすらぎ	六条町99番地の2	32-5518	48
計			200

(4) 障害者支援施設

(令和8年4月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員 (人)
障害者支援施設 いずみ園	奈良阪町249	27-5111	30
フリーシュタッド なかがわⅠ番館	奈良阪町167	050-8885-7580	52
フリーシュタッド なかがわⅡ番館	奈良阪町167	050-8885-7580	32
あおはにの家	杣ノ川町50-1	81-0420	50
萌あおはに	杣ノ川町50-1	81-0420	50
成美寮	柳生下町446-3	94-0205	30
障害者支援施設 菅原園	大倭町4-6	44-1810	80
障害者支援施設 ボイス	鹿野園町1584-2	81-1115	30
陽気園	北之庄町116番4	61-1002	35
障害者支援施設 ボイス西ノ京	七条西町二丁目928番地	48-1500	30
障害者支援施設 朱	奈良阪町2575-5	25-2655	30
計			449

(5) その他福祉施設

(令和8年4月1日現在)

社会福祉事業施設	施設名称		所在地	設置認可 年月日	定数 (人)
養護老人ホーム	和 楽 園		古市町1886-1	平10. 4. 1	125
軽費老人ホーム	A 型	大 倭 滝 の 峯 荘	千代ヶ丘二丁目3-1	昭45. 12. 26	70
		佐 保 苑	二名二丁目2443-3	昭53. 4. 1	50
	ケ ア ハ ウ ス	ケ ア ハ ウ ス 万 葉	川上町281	平 7. 1. 17	50
		特定施設入居者生活介護 ケ ア ハ ウ ス 八 重 垣 園	大倭町5-27	平 7. 12. 1	30
		ケアハウスあじさい園	茗荷町808-1	平 8. 4. 6	30
		ケアハウスニューライフならやま	山陵町1085	平 9. 4. 1	15
		ケ ア ハ ウ ス 和 楽 園	古市町1886-1	平10. 4. 1	30
		ケアハウスなら清寿苑	田中町602-1	平14. 1. 10	30
		学 園 前 西 ケ ア ハ ウ ス	二名三丁目1151-1	平14. 3. 1	30
		ケ ア ハ ウ ス ら く じ 苑	南京終町13-4	平14. 10. 1	32
		ケアハウス都祁すずらん苑	都祁友田町1437	平 8. 12. 25	23
		特定施設入居者生活介護 ケ ア ハ ウ ス 茂 毛 蔭 園	大倭町4-36	平20. 4. 1	50
		ル・エンゲージながわ4番館	奈良阪町167	平26. 2. 1	20
		母子生活支援施設 佐 保 山 荘	法蓮町393	昭28. 3. 20	30
助産施設	奈良県総合医療センター		七条西町2丁目897-5	昭53. 1. 1	2
	市立奈良病院		東紀寺町一丁目50-1	平17. 7. 1	2
指定医療機関	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター		七条二丁目789	昭43. 4. 1	100
医療型障害児入所施設	バルツァ・ゴードル		鹿野園町1000-1	平13. 10. 1	80
	東大寺光明園		雑司町406-1	昭30. 6. 1	106
福祉型障害児入所施設	奈良県立藤の木学園		萱野台2-43	昭38. 4. 1	76
福祉型児童発達支援 センター	仔 鹿 園		古市町1-2	昭52. 4. 1	30
	児童発達支援センターしおん		大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル2階	昭30. 6. 1	16
	児童発達支援センターくれよん		中町500-1	平27. 4. 20	40
救護施設	須 加 宮 寮		大倭町3-1	昭31. 6. 1	100

